

1 文化財の保存又は活用に関する事項

(1) 市全体に関する事項

①文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市には、国・県・市指定等、登録有形文化財をあわせると、98件の文化財が存在する。これらの文化財は、長年の歴史の中で育まれてきたものであり、本市のアイデンティティとなり得るものである。

本市は、平成21年(2009)3月に、日南市・南郷町・北郷町の3市町で合併し、各市町の指定等文化財は、そのまま新市へと引き継がれた。これら旧市町では、市町指定文化財の指定基準が異なることから、指定文化財の数等に偏りがみられる。今後は、歴史文化基本構想策定時の調査や、これからの調査を元に、市域全体の指定文化財の見直しを進め、指定して保護することが必要なものについては、積極的に指定していく。現在では、「酒谷の坂元柵田及び農山村景観」が重要文化的景観に選定され、その保存・活用を図っている。

本市では、平成23年(2011)3月に策定した「日南市歴史文化基本構想」において策定した8つの関連文化財群を中心に、本市の歴史や文化、伝統を示す文化遺産を保存、活用していく方針を定めた。この8つの関連文化財群をもとに、個々では評価しづらいものでも、地域で守られてきた文化遺産については群として捉えることにより、その価値をより顕在化させるよう努める。

また、これら個々の文化財については、その存在や価値が認知されていないものも多いことから、ワークショップや高齢者からの聞き取り、分野別調査等で再発見していくよう努める。

さらに、文化財の価値を広く共有するために、専門家との連携や自ら学ぶための地元学講座の開催等が今後必要となってくる。

②文化財の修理（整備）に関する方針

本市の指定文化財は、建造物が多く割合を占める。これらの修理及び整備に関しては、文化財保護法、日南市文化財保護条例、日南市伝統的建造物群保存条例等の関係法令に基づき、文化庁や宮崎県教育委員会、日南市文化財審議会などの専門家の指導・助言を受けて、適切に行っていくものとする。

また、歴史の真正性を担保するために史料に基づき、事前の調査研究を十分に行い、修理又は整備を実施する。さらに、所有者・管理者による日常的な管理点検を行い、その維持に努める。

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

地域の持つ文化財について知り、その価値を共有することは、文化財の保護や、文化財を活かしたまちづくりにとって大切なことである。本市には、市の歴史資料を保管・展示する施設として、飢肥城歴史資料館、国際交流センター小村記念館及び商家資料館がある。また、文化財としての建物そのものを公開する施設として、「豫章館」「振徳堂」「旧伊東伝左衛門家」「旧山本猪平家」「旧高橋源次郎家（高橋家住宅）」「油津赤レンガ館（旧河野宗泰家倉庫）」等の施設がある。

飢肥城歴史資料館では、飢肥藩の資料を中心に展示しており、資料の収蔵も担っている。また、国際交流センター小村記念館は、明治期の外交官小村寿太郎を記念して建てられたもので、小村寿太郎に関する常設展示を行うとともに、飢肥藩に関する企画展示を定期的開催している。

これらの施設では、市民や観光客にむけた郷土に関する展示を今後さらに充実させて、企画展等も積極的に行っていくよう努める。

さらに、文化財の積極的な利活用を推進するため、歴史的建造物としての価値を損なわない範囲で、民間との連携を図り、商業施設や事務所等として利用が出来る環境整備に努めていく。

④文化財の周辺環境の保全に関する方針

平成 18 年(2006)に制定した日南市美しいまちづくり景観基本条例に基づき、平成 19 年度には油津地区景観計画を策定した。

これらの景観計画では、重点区域の周辺に緩やかな規制区域を設定して景観形成と保全を図ることとしており、各地区の歴史的景観を活かしたまちづくりを推進するとともに、周辺の眺望景観の保全や文化的景観や自然環境にも配慮するように定めている。

その一方で、観光客に対する文化財の説明板や現地案内板は十分であるとはいえないため、設置を検討すると共に景観保全を考慮しなければならない。

⑤文化財の防災に関する方針

指定文化財については、市文化財保護条例で管理者を定め、日常的な管理と見守りを行うことで、防火、防犯、防災につとめる。

とりわけ建造物については、火災報知器や消火器を設置するとともに、文化財防火デーには、日南市消防本部と提携して消火訓練を行う。

また、地震や津波等からの安全確保のために、必要な措置を行う。

文化財全般については、周辺住民や関係団体等に、地域の歴史や文化、伝統を示す貴重な財産であることを理解してもらい、日常的な見守りを行ってもらおう。

⑥埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市には、旧日南市域 152 か所、旧南郷町域 56 か所、旧北郷町域 42 か所の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。これらの包蔵地については、宮崎県教育委員会文化財課とも連携して、周知を行うとともに、開発に先立って事前調査を行い、その保存を図るとともに、破壊の恐れのあるものについては、記録保存等を行う。なお、飫肥城下町遺跡等、近世の遺跡についても、試掘調査を実施し、遺跡の実態把握に努める。

⑦文化財の保存・活用に係る日南市教育委員会の体制

本市においては、現在、教育委員会文化生涯学習課文化財係で市内の文化財に関する業務を行っている。ただし、現在の体制は職員 3 名となっており、市域全体の文化財の保護活用及び未発掘の文化財の調査研究に十分な体制とは言えないのが現状である。今後、地域に残る多くの文化財を守り伝えていくためには、庁内の連携はもとより、各地区の地域協議会や公民館組織との連携が不可欠である。

また、本市では、日南市文化財保護条例にもとづき、日南市文化財審議会を設置している。本審議会は、市の区域内に所在する文化財の調査、保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、文化財を調査し、重要事項を審議し、かつ、これらの事項に関し、必要と認める事項を建議するとし、現在 13 名の委員で構成されている。

No	氏名	専門	No	氏名	専門
1	中島 淳祐	郷土史	8	伊東 嘉宏	地質学
2	永井 哲雄	文献史学	9	秋山 次徳	植物学
3	伊勢木 俊真	宗教史	10	米村 敦子	住居学
4	長友 禎治	文献史学	11	本山 隆義	郷土史
5	柳沢 一男	考古学	12	加藤 源一	郷土史
6	泉 房子	民俗学	13	鬼束 俊六	郷土史
7	竹下 完	生物学			

日南市文化財審議委員

さらに、本市では、日南市伝統的建造物群保存地区保存条例にもとづき、日南市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置している。本審議会は、教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議するものとしている。現在は、15名の委員で構成されている。

No	氏名	区分	No	氏名	専門
1	中島 淳祐	学識経験者	9	永友 博康	地区代表
2	土田 充義	学識経験者	10	井上 良臣	地区代表
3	川原 伸也	学識経験者	11	園田 秀信	地区代表
4	木方 十根	学識経験者	12	川俣 泰通	行政機関
5	清水 満雄	地区代表	13	野邊 泰弘	行政機関
6	中島 康俊	地区代表	14	黒岩 保雄	行政機関
7	益田 一重	地区代表	15	岡本 武憲	行政機関
8	壹岐 博	地区代表			

日南市伝統的建造物群保存地区保存委員

⑧文化財の保存・活用に関わる市民・まちづくり団体の活動への支援に関する方針

市内には、各地域で守り伝えられてきた文化財が数多く存在する。それらを守り伝え、また活用してまちづくりを行うのは、行政だけでなく、市民の活動が不可欠である。現在、市内では、文化財を活かしたまちづくりを推進する団体が活動しており、今後これらの団体との連携を深めるとともに、市民で文化財を守り伝える体制の構築に努める。

⑨文化財の普及・啓発に関する方針

文化財見学ツアーや、ワークショップによる地域の文化財の再発見、文化財マップや文化財冊子等の配付により、文化財の普及啓発に努める。また、指定等文化財以外の文化財については、文化財リストに登録するとともに、一定の評価が受けられたものについては、市のホームページに掲載するなどして、文化財に関する認識及び価値の共有化を図る。

さらに、文化財の説明板や案内板を充実させ、その普及広報に努める。

(2) 重点区域に関する事項

①文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内である飫肥地区には、日南市飫肥重要伝統的建造物群保存地区(約19.8㌔)の他、指定等文化財が17件、登録有形文化財9件が所在する。また、伝統的建造物群保

存地区内には、保存すべき物件が161件特定されている。内訳として、史跡の中ノ尾供養碑、県指定名勝の勝目氏庭園、市指定史跡の飫肥城跡、市指定建造物の振徳堂、豫章館、商家資料館、願成就寺並びに本堂、願成就寺石垣並びに石段、旧伊東伝左衛門家、旧山本猪平家等がある。これらの指定文化財については文化財保護法や宮崎県文化財保護条例、日南市文化財保護条例に基づき保護されており、大半が指定管理者制度によって管理されている物件であることから、今後も指定管理者や所有者と連携を図りながら保存・活用を進める。

重点区域の核となる日南市飫肥重要伝統的建造物群保存地区では、選定当初から平成24年度までで、150件の修理修景事業を実施してきた。これまで、本事業により、日南市飫肥重要伝統的建造物群保存地区の歴史的風致を維持及び向上させてきた。今後も、これまでと同様に保存修理・修景を進めることにより、歴史的風致の維持、向上に努める。また、重要伝統的建造物群保存地区外の重点区域のなかでも、石垣の連続性や歴史的建造物が残されている範囲は、将来的に伝統的建造物群保存地区の範囲を拡大して保存する。

重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている飫肥地区や景観計画を策定している油津地区においては、保存計画に基づき文化財の適切な保存・活用が図られているが、その他の文化財においても必要に応じて保存管理計画を策定することで、適切な保存・活用を努めることとする。

未指定の文化財については、日南市歴史文化基本構想における「飫肥城とその城下～飫肥城の歴史的風致を構成する関連文化財群～」等において総合的に把握を進め、飫肥地区の歴史や文化、伝統を市民に分かりやすく提示して、保護活動の促進とまちづくりにおける活用を図っていく。そのうち、重要なものについては調査を実施し、指定もしくは登録制度の活用を検討する。

田ノ上八幡神社の弥五郎人形行事や民俗芸能（獅子舞、神楽、神楽等）や四半的等については、現状についての調査を行うとともに、後継者の養成や発表の機会を設ける等の支援を行う。

②文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の修理や整備は、現状の価値を維持・継続することを目的として行われる。その目的を達成するために文化財保護法や宮崎県文化財保護条例、日南市文化財保護条例等の関連法令に基づき適正な手続きを行うとともに、文化財審議委員や学識経験者などの専門家や文化庁、宮崎県教育委員会の指導助言を得ながら、適切な保存管理と活用を図る。

また、歴史の真正性を担保するために史料に基づき、事前の調査研究を十分に行い、所有者や管理者との連携を図りながら、修理又は整備を実施する。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、飢肥城下の歴史的風致を代表し、ランドマークともなっている歴史的建造物や名勝に関連した建造物（旧飯田医院、五百禊神社等）については、修理して活用を図る。

飢肥城下全域に分布する歴史的建造物や、歴史的景観の向上に資する建造物の修景については、新たな補助制度を設けるなど、歴史的景観の維持及び向上を図るよう検討する。

伝統的建造物群保存地区内については、空き家（旧伊東祐正家や旧斉藤家、伊東正俊家、美濃田家、合屋家など）の早急な修理・修景を行い、新たな居住者や事業者による活用について検討する。

飢肥城下町庭園群（豫章館庭園、五百禊神社庭園、勝目氏庭園、旧伊東伝左衛門家庭園、旧伊東民部家庭園）については、調査を実施するとともに、必要な整備を行う。

日南市飢肥重要伝統的建造物群保存地区保存事業（事業期間：昭和 52 年度～）

飢肥地区景観計画(仮称)に基づく民家修景事業（事業期間：平成 27 年～34 年度）

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

飢肥城由緒施設（飢肥城歴史資料館、松尾の丸、豫章館、振徳堂、大手門、旧伊東伝左衛門家、小村寿太郎生家、旧山本猪平家、伊東記念館、商家資料館、旧高橋源次郎家）と国際交流センター小村記念館について、指定管理者制度による適切な管理を行う。

また、飢肥城下町全体を「まちじゅう博物館」として案内施設の充実や適切なサインの配置やまちあるきマップの作成等を行う。

守永家（旧飯田医院）保存整備活用事業（事業期間：平成 27 年～28 年度）

五百禊神社環境保存整備事業（事業期間：平成 33 年～34 年度）

案内板・説明板整備事業（事業期間：平成 27 年～30 年度）

④文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

日南市美しいまちづくり景観基本条例に基づき、飢肥地区景観計画(仮称)を策定し、重点区域と同じエリアにおいて、飢肥城下町と周辺の斜面緑地を含めた歴史的景観の維持、向上を図る。

飢肥地区景観計画(仮称)では、歴史的風致維持向上計画の重点区域と同じエリアとなる景観計画区域内について、地区毎の歴史的景観に合わせた景観まちづくりの方針を定めるとともに、景観形成基準として、高さ制限（最高でも15m以下）や、建築物の色彩や意匠等についての行為制限を実施する。

また、大手門通や後町通など、飢肥城周辺においては電柱の地中化を実施して、歴史的景観の向上を図る。

飢肥地区電線地中化整備事業（事業期間：平成24年～27年度）

伝統的建造物群保存地区見直し調査事業（事業期間：平成28年～29年度）

⑤文化財の防災に関する具体的な計画

飢肥城由緒施設では、毎年1月26日の文化財防火デーに、消防本部と施設管理者、地区住民、文化財関係者を集めて防火訓練を行っているが、今後も継続して実施する。また、同時に文化財建造物や市施設への査察を行って、文化財に対する防災意識の向上と災害時の対応能力向上に努めている。今後も定期的に関係者への訓練や研修を行い、防災意識の向上を図るとともに、夜間の機械警備導入など防犯対策も拡充する。

⑥文化財の保存・活用の普及に関する具体的な計画

飢肥城下町の文化財（関連文化財群）について、各種パンフレットやまちあるきマップを作成するとともに、市ホームページで文化財情報を発信する。

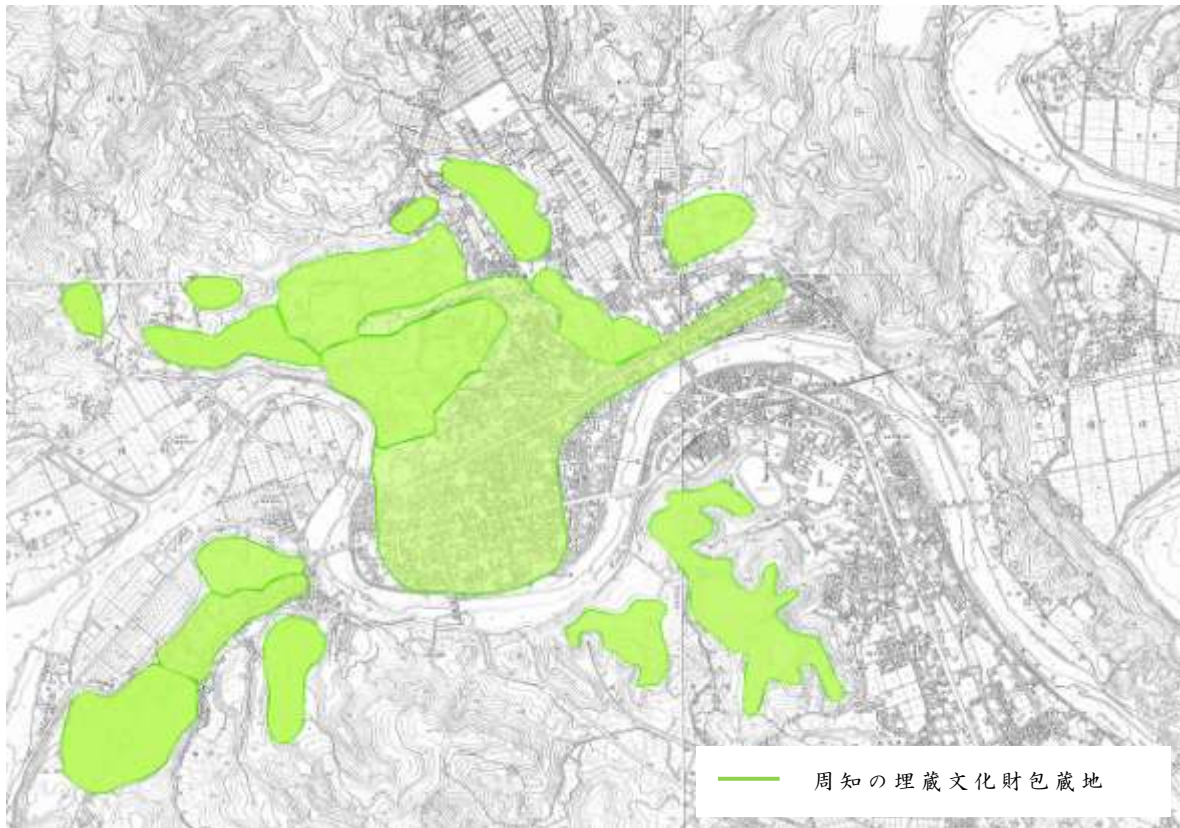
飢肥城下町文化財愛護少年団の活動を支援し、文化財の保護、活用の担い手を育成する。

⑦埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

日南市には縄文時代から近世に至る埋蔵文化財包蔵地が約250箇所確認されており、うち重点地区内には15箇所の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

これらの包蔵地内における開発行為については、事前に文化財保護法に基づく申請を受け、県及び開発者と協議を行い、試掘調査等によって埋蔵文化財保存のための事前調整を円滑に行う。

その他、近代以降の遺跡、遺跡、遺物についても、歴史的価値を適切に判断して、保存・管理に取り組む。



重点区域周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

⑧文化財の保存・活用に関わる住民、NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

文化財を保護、活用する主体は地域住民や NPO 法人等であることから、これまで活動してきた各団体等について、支援を強化するとともに、ネットワーク化をすすめて、より広範な活動ができるような環境づくりを進める。

団体名	活動内容
飫肥楽市楽座	飫肥城下町でのイベント企画、運営
日南市観光ガイドボランティアの会	飫肥城下町を中心とした観光ガイド
九州の小京都「飫肥」有志の会	本町通りの活性化のためのイベント
飫肥に灯りをともす会	廃油キャンドルによる飫肥城下町のライトアップ
まゆの会	「さげもん」や雛飾り
日南郷土史会	飫肥の歴史探訪
飫肥を着物でさるく会	飫肥城下町に似合う着物で町あるき
むらさきの会	飫肥のまちづくり
祐兵クラブ	大手門周辺での人力車無料乗車体験
NPOかけはし	日南市のまちづくり
県南観光ネットワーク	宮崎県南部の観光関係者のネットワークと観光振興
泰平踊本町組保存会	本町の泰平踊り伝承と観光イベント
今町泰平踊保存会	今町の泰平踊り伝承
(財)飫肥城下町保存会	飫肥城由緒施設の管理運営と飫肥城下町食べあるき町あるき

表：飫肥地区の主な文化遺産を活かしたまちづくり実施団体